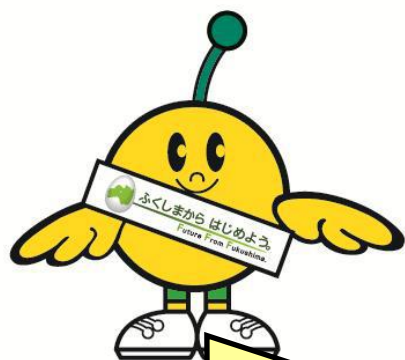


10月は“不正軽油撲滅”強化月間！



「不正軽油」とは？

軽油に課税される軽油引取税を脱税するために、灯油や重油を混ぜるなどして製造した燃料のことで、環境汚染や不法投棄の問題の他に、石油製品販売業・運輸業・建設業等の公正な市場競争も阻害しています。

不正軽油問題へ厳正に対処するため、不正軽油に関わるすべての人が罰則の対象となります。

不正軽油ホットライン

ぼく、キビタン！！ 不正軽油は絶対に許さないよ！！

- 不審なタンクローリー車が入り出る場所がある。
- 自動車の燃料に「重油」や「灯油」を（混ぜて）使っている。
- 不審なドラム缶が放置しており、石油のにおいや、刺激臭がする。
- 突然「とても安い軽油を購入しないか？」という営業（電話）が来た。

【電話】024-521-7205（直通）

【メール】zeimu@pref.fukushima.lg.jp

【FAX】024-521-7905

★↓情報提供は最寄りの各県税部でも受け付けています↓★

(電話) 県北 県税部	024-521-2699
県中 県税部	024-935-1264
県南 県税部	0248-23-1519
会津 県税部	0242-29-5264
南会津 県税部	0241-62-5214
相双 県税部	0244-26-1127
いわき 県税部	0246-24-6037



福島県不正軽油対策会議

福島県石油商業組合 公益社団法人福島県トラック協会
公益社団法人福島県バス協会 一般社団法人福島県建設業協会
福島海上保安部 福島県警察本部 福島県